

## 平成30年秋より収入保険制度の申請がはじまります

平成30年秋から、収入減少を補填する収入保険制度の加入申請が行われる予定です。制度に加入するためには平成29年(1月～12月)の青色申告を行っておく必要がありますので、加入を予定している方は青色申告の申請と記帳記録の準備をしてください。

なお、申請は平成29年3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出する必要があります。(※平成29年1月16日以降に新規就農する場合には就農後2カ月以内が申請書提出期限となります)

### ■収入保険制度の具体的な仕組み

#### 収入保険制度のポイント

- 品目の枠にとらわれず、経営全体が対象となります。
- 自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。  
※類似制度にて補填されている肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵は収入保険制度の対象外。

#### 制度の主な仕組み

- 青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。  
※5年以上の青色申告実績がある人が基本ですが、青色申告の実績が1年分あれば加入できます。
- 当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)が補填されます。  
※「掛け捨て方式」に「積み立て方式」を組み合わせるかどうかは選択できます。
- 保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)  
※農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

※収入保険制度に関するご質問は、NOSA I 西諸にお問い合わせ下さい。

※青色申告に関するお問い合わせは、JAこばやし農業経営者組織協議会にお問い合わせ下さい。